

あやしい? 困った... うますぎる! 悪質商法に気をつけて!

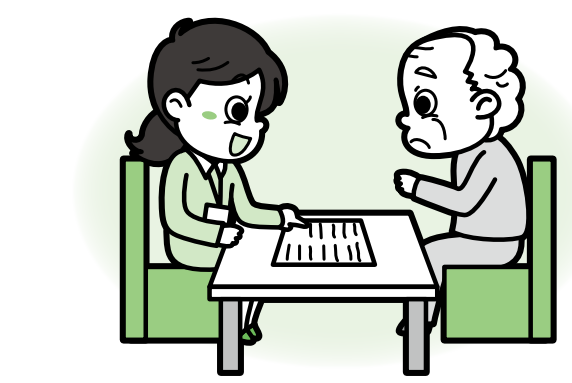
突然持ち掛けられる「おいしいもうけ話」や「不安をあおる悪い話」。私たちの「心のスキ」に付け込む悪質商法は、いつ、自分の身に降り掛かってくるか分かりません。今回は、日々巧妙化する手口やその対処方法などを知り、悪質商法の被害に遭わないためにどうすればよいか考えましょう。 問 市民課 ☎25-3222



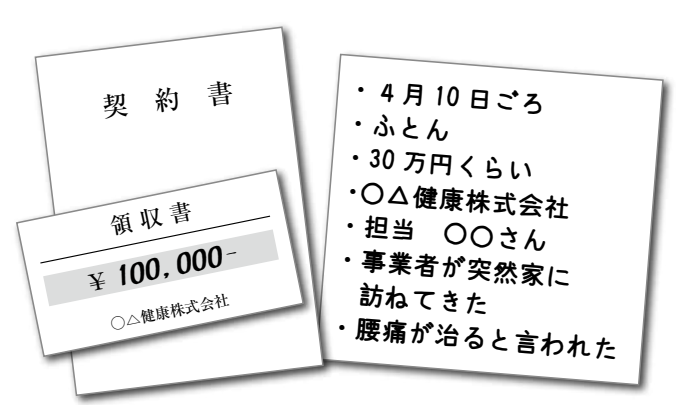
悪質商法からの被害を防ぐ「消費生活センター」

開設 月～金曜日
① 8:30～12:00 ② 13:00～16:30
相談方法 電話または来所
※相談は無料、秘密は厳守します。まずは電話してください。
問 消費生活センター ☎25-3218

消費生活センターってどんなところ
呉市役所本庁舎1階にある呉市消費生活センターでは、専門的な知識と経験を持つ消費生活専門相談員が、商品やサービスの購入・契約などに関するトラブルについて相談やアドバイスをしていきます。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターで相談しましょう。



気軽に利用しよう「消費生活相談」
どんなことをしてくれるの
アドバイスを
契約のトラブルを解決するためのアドバイスを、消費者が自ら解決できるように支援します。
あつせん
契約に問題があった場合など、相談員が事業者と交渉し、解決方法を探します。
情報提供
消費者からの問い合わせに、必要な情報を提供します。また、弁護士や司法書士などの支援が必要な場合は、専門家を紹介します。

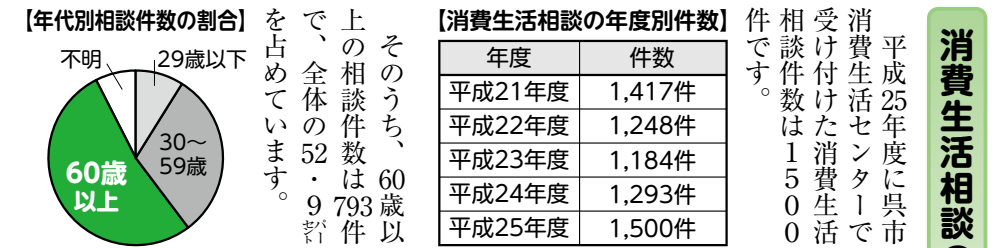


「相談メモの内容」
① いつ、契約をしたのか
② どんな商品を契約したのか
③ いくらで契約したのか
④ 何という会社から買ったのか
⑤ 担当者名
⑥ 契約したきっかけ
⑦ 事業者はどのような説明したのか
次のものを準備すると、スムーズに相談できます。
● 契約書 ● 相手の名刺
● 領収書 ● パンフレット
● 相談メモなど

地域で活躍 呉市消費者協議会
消費者協議会では、悪質商法の被害を少しでも減らすため、自分に必要な契約なのかどうかを判断する力を身に付けることができるよう、広報活動に力を入れています。
昨年11月に「ダマサレんジャー」という劇団を結成し、悪質商法の手口や対処法を楽しく分かりやすく伝えていきます。劇を見た人から「へー、こんな手口もあるんじゃ。気を付けようね」と「いつ自分の身に降り掛かるか分からんね。用心しとこ」といった声も聞かれ、手応えを感じています。
また、私たちは地域の皆さんからの相談を聞き、消費生活センターに届ける活動もしています。困ったことがあったら、一人で悩まないで相談してください。皆さんの周りには、支えてくれる人がたくさんいるのですから。

会長 清田 清美 さん

高齢者を狙う悪質商法



【60歳以上の商品・サービス別相談件数 上位10位】 (793件中)

順位	商品・サービス	件数	前年度比
1	健康食品	138件	353.8%
2	放送・コンテンツなど	53件	171%
3	ファンド型投資商品	49件	213%
4	商品一般	44件	129.4%
5	相談その他	33件	122.2%
6	融資サービス	32件	64%
7	インターネット通信サービス	30件	100%
8	工事・建築・加工	24件	88.9%
9	他の金融関連サービス	22件	183.3%
10	預貯金・証券など	19件	47.5%

なぜ、高齢者が狙われるの?
「自分はまだまだ元気だからだまされたくない」「狙われるのはお金持ちだけ」といった「油断」や「心のスキ」に付け込まれ、気付かないうちに悪質商法の罠にはまることがあります。
特徴1 だまされたことに気が付かない
悪質業者は高齢者の話し相手を装い、優しい言葉で近寄りてきます。そして、親しくなった販売員を信用し、知らず知らず高額な契約をさせられるケースがあります。このように、高齢者は「自分がだまされている」と気が付かないことも少なくありません。

特徴2 被害に遭っても誰にも相談しない
被害に遭ったと気付いても、それを恥ずかしく思ったり身内に迷惑を掛けたくないと思ったり「だまされた自分が悪いから」と自分に言い聞かせたりして、誰にも相談しない場合が少なくありません。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで「誰にも言うてはいけません」と口止めをするケースもあります。
早めに相談を

2 特集
【悪質商法に気をつけて!】
6 生活情報
健康・福祉
ひとり親家庭の医療費助成
9 暮らし
広島橋通行規制
11 募集・相談
資格を生かして勤務しませんか
臨時保育士
14 そのほか
市議会の動き
16 カメラトピックス、市の広報番組
17 わくわく情報
18 おでかけ情報
イベント
野呂山の夏を満喫
19 子ども広場
チップクラフト工作教室
22 自分をみがこう
地域の防災について考えよう
防災工学
24 芸術・文化
藤井清水音楽祭
25 健康・スポーツ
おたっしや筋力アップ教室
28 わがまちバンザイ
亀山神社
大和ミュージアム【ウンチク図鑑】
零式艦上戦闘機62型

記号の説明
Q... 呉市ホームページ [www.city.kure.lg.jp] から詳しい情報を見ることができます。
HP... 呉市以外の関連施設・団体などのホームページです。
✉... eメールアドレス

● 今月の表紙 ●
「私はだまされない」
あやしい電話がいつかかってきても撃退できるように、市政だよりを活用してくださいね。
※市政だよりへのご意見・ご感想は、秘書広報課(☎25-3236)へ。

送りつけ商法



ある日突然「以前、申し込まれた商品を送ります」などと電話がかかってきて「申し込んだ覚えはない」と断っても一方的に商品が送られてきます。箱の中には健康食品などと一緒請求書や現金書留封筒が入っていて、高額の支払いを要求されます。請求を無視したり「注文していないから支払えない、返品したい」などと言うと「支払わないなら訴える」などと脅迫めいた口調で支払いを迫ってきます。

対策とアドバイス

- 「買いません。もう電話をかけないでください」ときっぱり断る
- 一方的に送りつけられた荷物は、受け取り拒否

買え買え詐欺



まずA社からもうけ話(投資や株、貴金属など)のパンフレットが送付されてきます。数日後、B社を名乗る会社から「パンフレットが届いてないか」と電話がかかり「届いた人しか購入できない。高値で買い取るから代わりに購入してほしい」などと購入を勧められます。購入した後、A社から株券などが送られてきますが、B社には買収取ってもらえず、しばらくするとA・B両社と連絡がつかなくなります。

対策とアドバイス

- 「パンフレットが届いた人だけ」「必ずもうかる」「後で高値で買い取る」などうますぎる話は詐欺を疑う
- 勧誘の電話は、早めに断る

手口と対策を知って、悪質商法から身を守ろう!

点検商法



突然、事業者が自宅を訪ねてきて「ただ今、無料点検サービス中です」などと言って家に上がり込みます。点検の結果「このままでは危険」「修理が必要」「老朽化している」などと不安をおおるような説明をして高額な商品やサービスを売りつけます。

対策とアドバイス

- 突然訪ねてきて「点検する」という事業者は、警戒する
- 点検してもらっても、すぐに契約しない
- まずは、家族や信頼できる知人に相談する

ワンクリック詐欺



パソコンで無料サイトの画像をクリックしたら、突然「登録ありがとうございます。3日以内に〇万円支払ってください」と書かれた画面が表示されます。再度電源を入れ直しても、この請求画面が張り付いて消えません。

対策とアドバイス

- 事前に取引内容の確認などがなければ、契約は成立しておらず、支払う必要はないので、無視して様子を見る
- 事業者に連絡し、個人情報を出さない
- (独)情報処理推進機構(IPA)ホームページの「システムの復元」方法を参考に画面を消す

悪質商法に対抗する知識を持とう

【クーリング・オフができる主な取引と期間】

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売など	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、語学教室、学習塾など	
訪問購入	店舗以外で、事業者が貴金属などを買取する契約	20日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	

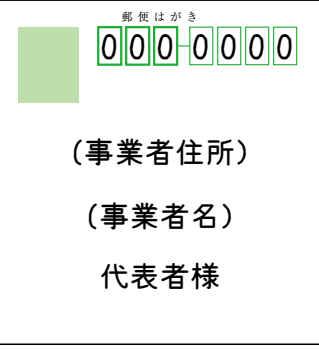
訪問販売や電話勧誘販売など、特定の取引を契約した後、一定期間内に書面で通知すれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」を利用しましょう。

活用しよう「クーリング・オフ」

クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- クーリング・オフは必ず書面で通知する。
- 記録が残る「特定記録郵便」か「簡易書留」などで送付する。
- 証拠として、はがきの両面コピーをとっておく。
- クレジット契約をしている場合はクレジット会社にもクーリング・オフの書面を通知する。

クーリング・オフ通知の例



通知書
 契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○円
 販売会社名 ○○株式会社
 ○○○営業所
 担当者 ○○○○
 上記契約は解除します。支払い済みの○○円を返金し、商品はお引き取りください。
 (通知を出した年月日)
 (自分の住所・氏名)

日頃の心構えで、悪質商法を防ごう

消費生活力をチェック!!

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 近所づきあいをよくしている | <input checked="" type="checkbox"/> テレビや新聞などのニュースをよくチェックしている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 子ども・孫と同居している、またはよく連絡をとっている | <input checked="" type="checkbox"/> 何かを断りたいとき、はっきり「いりません」と言える |
| <input checked="" type="checkbox"/> 友だちや趣味の仲間と、話したり出かけたりすることが多い | <input checked="" type="checkbox"/> 「絶対もうかる」などの甘い話はまず疑うようにしている |
| <input checked="" type="checkbox"/> 買い物はよく考えてからするほうだ | <input checked="" type="checkbox"/> 困りごとや悩みごとを相談できる人が身近にいる |

チェックが4個以上 比較的だまされにくい人ですが、油断は禁物。さらなる消費生活力向上を目指しましょう。	チェックが2~3個 悪質業者のうそや手口にだまされるかも…。悪質商法の手口を学び、日ごろから対策を。	チェックが0~1個 このままでは悪質商法のワナにはまる危険性大!消費生活力を身につけましょう。
---	--	---

自分自身で財産を守る力「消費生活力」をチェックしてみませんか。また、悪質商法を撃退するポイントをお忘れなためにも、このページを切り取って常に目に触れる場所に貼っておきましょう。



断るときは「必要ありません」とはっきり言う
 断るのは最初が肝心です。「結構です」などのあいまいな返事はせず、はっきり断りましょう。

「うますぎる話」は疑ってかかる
 「絶対にもうかる」「後で高値で買い取る」などの「うますぎる話」は、詐欺を疑いましょう。

契約の前には必ず誰かに相談する
 悪質業者は「あなただけ特別」「今すぐ契約すれば〇割引き」などと契約を急がせます。その場で契約せずに、必ず家族や友人に相談しましょう。

あやしいと思ったら 消費生活センター ☎25-3218

行ってみよう「パネル展」

悪質商法に関するパネル展示やパンフレット、呉市消費生活センターの啓発グッズを配ります。
日時 8/4(月) ~ 8(金)
場所 すこやかセンター 1階ロビー



活用しよう「出前トーク」

市職員や消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を使って悪質商法全般について分かりやすく説明する出前トークを行っています。
対象 10人以上の団体
内容 ビデオで学ぼう悪質商法・高齢者編
申込 開催希望日の2週間前までに、申込書を秘書広報課へ送付してください
 〒737-8501(住所不要) FAX 24-9875
 ✉ hisyo@city.kure.lg.jp
問 秘書広報課 ☎25-3236、市民課 ☎25-3222